

## 福島市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求にかかる監査を実施したので、同条第5項及び同法第252条の43第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和8年6月2日

福島市監査委員	矢 吹 淳 一
同	佐 藤 成
同	黒 澤 仁
同	後 藤 善 次

### 第1 請求のあった日

令和8年4月3日（令和8年4月14日補正書提出）

### 第2 請求人



### 第3 請求の内容（できる限り措置請求書の原文に即して記載）

#### 1 請求の対象とする特定の事項

福島市観光交流推進室が企画・発行した冊子「飲んで良し！食べて良し！福島駅前ほろ酔いガイド」の作成・配布に係る公金の支出、およびそれに伴う特定営利企業への不適切な利益供与。

#### 2 事実関係

- ・ 冊子の発行：福島市は、2026年春の「ふくしまデスティネーションキャンペーン（DC）」に合わせ、市職員へのアンケートに基づき厳選したとする飲食店紹介冊子を発行した。
- ・ 特定の店舗の選定：当該冊子では、特定の16店舗を「ここだけは外せないお店」として断定的に紹介しており、各店舗の写真、詳細情報、SNSの二次元コード等が掲載されている。
- ・ 不透明な選定プロセス：掲載店舗の選定基準は「市職員約5,000人へのアンケート」という主観的な人気投票に基づくものであり、一般の事業者に対する公募や、客観的な品質審査等の公平なプロセスは経ていない。



- ・ 「デスティネーションキャンペーン（DC）」の趣旨との矛盾  
パンフレットは4月開幕の「ふくしまデスティネーションキャンペーン（DC）」に合わせて企画されたとのことですが、DCの本来の目的は「地域全体の魅力を底上げすること」です。  
地域全体の観光資源を広く紹介すべきDCの予算を用いながら、ごく一部の店舗の利益に直結する『点』の宣伝に終始していることは、キャンペーンの趣旨を矮小化させ、公金の効果的な活用を妨げるものである。

### 3 公金の支出が ①地方自治法第2条第14項、②地方自治法第232条の2、③行政法上の「裁量権の逸脱および濫用」に抵触するため違法である。

公平性の原則への抵触：納税者である全市民・全事業者の負託を受けて執行されるべき公金が、特定の16店舗のみを「外せない」と推奨する集中的な宣伝に投じられている。これは、選定から漏れた他の数多くの飲食店や他業種の事業者に対する著しい不公平であり、行政の不偏不党性に反するものである。

行政による市場介入と格付け：行政が特定の営利企業に対し「外せない」という断定的な品質保証（お墨付き）を与えることは、民間の公正な市場競争を阻害し、掲載店にのみに違法な営業利益をもたらす「寄附的行為」にあたる。

支出目的の逸脱：観光振興を名目としているが、その手法が特定業者の個別の利益に直結しており、公共の利益を達成するための手段として必要最小限の範囲を超えている。

市側の過失の不作为：市側が自ら「誤解を招く表現」であったと認めているにもかかわらず、当該冊子の回収や是正措置、および予算執行の責任追及が行われないのであれば、それは公金の違法な管理・支出を放置していることに他ならない。

### 4 市に生じた損害

違法な選定基準に基づき作成されたパンフレットの印刷費、デザイン委託費、配布に係る人件費等、本件事業に投じられた公金全額。

「支出命令書（伝票番号0038549-001）」に基づき特定した、本件事業に係る公金支出額 合計1,889,250円（税込み）。

### 5 求める措置

当該パンフレットの即時回収および配布停止。

特定の店舗を優遇したこと、および不適切な公金運用に関する公式な謝罪と経緯説明。本件事業の決定に関与した責任者に対する責任の追及。

違法に支出された公金相当額について、原因行為者（決定権者）に対し、市への損害賠償請求を請求すること。

観光交流推進室の担当職員（●●●●）は、令和8年1月30日付の完成届において、行政の公平性を著しく損なう当該不適切な内容を漫然と検収・認可した。

これは、公金支出の門番としての職務を放棄した重大な過失であり、組織的な管理監督体制の破綻を象徴している。

## 6 添付証拠

【証拠1】冊子「飲んでよし！食べてよし！福島駅前ほろ酔いガイド」の写し

【証拠2】本件の作成経緯を報じるニュース記事の写し

【証拠3】「担当者との会話記録（要旨）」

- 内 容：2026年3月9日、観光交流推進室電話にて
- 出席者：請求者、および担当職員（●●●●）
- 重要な発言の抜粋：
  - ・市側：「宣伝という認識はない」
  - ・市側：「次は気を付ける（同様のことがないようにする）」
- 付 記：本内容は録音データに基づき作成した。  
必要に応じて音声データ本体の提出も可能である。

【証拠4】公文書開示決定に基づく一連の公務資料（写し）

（内容：予算執行伺書、委託業務完成届、支出命令書、業者請求書等、計17枚）

## 7 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

- (1) 本件は、福島市が公金を用いて特定の営利企業16店舗を「外せないお店」と断定的に格付けし、違法な宣伝を行ったものである。選定基準が「市職員へのアンケート」という主観的な身内の人気投票に基づいている点において行政の公平性・中立性を著しく逸脱している。
- (2) このような「身内（職員）の判断」に端を発する問題に対し、市内部の組織である監査委員による監査では、組織的な忖度や身内意識が働く懸念を拭い去れない。
- (3) 事実、本件担当部署は「宣伝の認識はない」「次はこのような事が無いようにする」と不誠実な弁明に終始しており、自浄作用が期待できない状況にある。
- (4) したがって、本件の違法性を厳格に審査するためには、市役所組織から完全に独立した立場にあり、高い法的・専門的知見を有する外部監査人による客観的な監査が不可欠である。

[請求書に添付された事実を証する書面（添付省略）]

- 1 当該パンフレットのダウンロード版及び市ホームページ内の当該記事（写し）
- 2 新聞社ホームページの3月4日配信記事（写し）
- 3 担当職員との会話記録（要旨）
- 4 予算執行伺書、委託業務完成届、支出命令書、業者請求書等、計17枚（写し）

## 第4 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、令和8年4月3日付けで受理した。

## 第5 個別外部監査請求について

請求人は、監査委員監査では組織的な忖度や身内意識が働く懸念を拭い去れないと主張し、これを理由として、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、請求人の主張及び提出された証拠を踏まえても組織的な忖度の働く懸念を示す具体的な事情は認められなかった。

また、監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査等を行わなければならない旨、法第198条の3第1項に規定されていることから、監査委員の中立性は法律により義務付けられており、それに基づき各種監査を適正に実施しているところである。

したがって、本件監査請求について、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認める理由はなく、法第252条の43第9項の規定により、法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査委員による監査を実施することが適当と判断した。

## 第6 監査の実施

本件監査請求について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象部局

商工観光部観光交流推進室

### 2 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、次の事項を監査対象とし、その違法性の有無及び適正性について監査する。(なお、請求人は措置請求書に「飲んでよし！食べてよし！福島駅前ほろ酔いガイド」と記載しているが、関係資料等に照らすと、本件監査請求の対象となるパンフレットは「寄ってよし！酔ってよし！福島駅前ほろ酔いガイド」(以下「パンフレット」という。)を指すものと認められるため、明白な誤記と判断した。)

- (1) 委託事業者選定プロセスが不公平・不透明であったか。
- (2) アンケートを含め不透明な選定基準により店舗を選定していたか。
- (3) 特定の店舗のみを推奨する不適切な表現であったか。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から、法第242条第7項の規定に基づく陳述を行わない旨の申出があったため、陳述聴取を行わなかった。

また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

### 4 監査対象部局への事情聴取等

令和8年5月15日に商工観光部観光交流推進室の関係職員から陳述の聴取を行った。当該職員から聴取した本件監査請求に係る事実経過等は、以下のとおりである。

(1) 公募型プロポーザル方式による事業者選定経過

- ① 公募開始（福島市公告第169号）  
令和7年6月9日（月）
- ② 質問の受付期間  
令和7年6月9日（月）から令和7年6月16日（月）16時（必着）  
・質問件数：1事業者から4件
- ③ 質問に対する回答  
令和7年6月16日（月）  
・市ホームページで上記質問に対する回答を公表
- ④ 参加表明書の提出期限  
令和7年6月23日（月）16時（必着）  
・提出事業者：1事業者
- ⑤ 企画提案書等の提出期限  
令和7年6月27日（金）正午（必着）  
・提出事業者：1事業者
- ⑥ 事業者選定審査会  
令和7年7月3日（木）場所：福島市市民センター  
・参加事業者：1事業者  
・評価点：平均75.4点（最高点83点／最低点66点）  
※審査委員5名／満点100点
- ⑦ 審査結果通知  
令和7年7月4日（金）  
・業務委託予定者：●●●●●●●●●●●●●●●●

(2) 福島市職員を対象としたアンケートの実施経過と集計結果について

- ① 実施期間 令和7年9月1日から令和7年9月22日まで
- ② 回答者数 90名（有効回答数88名）
- ③ 設問  
ア あなたが「ここオススメ！」「また行きたい！」と思うお気に入りの福島駅前居酒屋（お酒が飲める飲食店やカフェなども含む）を教えてください。  
イ あなたが「市外・県外の方を連れていくならココ！」というお気に入りの福島駅前居酒屋（お酒が飲める飲食店やカフェなども含む）を教えてください。
- ④ 結果概要

設問	回答店舗数	実店舗数	複数票獲得店舗数	最多得票数
ア	131件	95軒	23軒	5票
イ	100件	63軒	14軒	10票

※複数回答があるため回答店舗数は回答者数を上回る。

(3) 契約及び支出にかかる経過

- 令和7年7月3日：予算執行伺書を起票  
令和7年7月7日：入札執行及び契約締結依頼を契約検査課に提出

令和7年7月24日：入札執行

令和7年7月29日：●●●●●●●●●●と契約締結（随意契約）  
契約金額1,889,250円

令和8年1月30日：「委託業務完成届」提出及び成果品納品

令和8年3月5日：契約金額1,889,250円の支払い

(4) 事実関係に対する弁明及び見解

① 冊子の発行

ア 2026年春のふくしまデスティネーションキャンペーンにあわせ、福島駅周辺の飲食店を紹介するパンフレットを作成したことは事実。

イ パンフレットの作成は市職員へのアンケート結果（回答数90人）及び本市の観光振興を目的とした政策的判断も取り入れている（一部誤認）。

② 特定の店舗の選定

ア パンフレットは、「選りすぐりのお店をご紹介します！」と掲載、「ここだけは外せないお店」の文言はアンケートの設問の趣旨を汲み取ったものであり、掲載店舗を断定するものではない（誤認）。

イ 各店舗の写真、詳細情報、SNSの二次元コード等を掲載していることは事実。

③ 不透明な選定プロセス

パンフレットには「福島市には、…略…5,000人を超える地方公務員が働いています」、「今回、福島市役所職員に…略…緊急アンケート」とあり選定基準は「市職員約5,000人へのアンケート」ではない（誤認）。

④ 行政の回答

ア 市担当者の回答内容は事実。

イ 「不公平な宣伝効果は発生している」についての証拠は提出されていない。

ウ 不適切な表現を看過しておらず、大ゴッホ展、ふくしまDCを契機とした来訪者のうち、居酒屋に関心がある人が興味を持ち、行動に移す（居酒屋に興味がある人に刺さる）ような表現を取り入れた。管理監督体制に不備はない。

⑤ 公文書開示により判明した「特定業者」への利益供与

ア 本業務委託の受託事業者が●●●●●●●●●●であることは事実。

イ 事実経過書に記載のとおり、実施要領等に基づいた公募型プロポーザルにより事業者を選定しており、「形骸化した儀式（出来レース）」ではない（誤認）。

⑥ 選定プロセスの不透明性

ア 本事業は観光交流推進室で令和7年度に初めて実施し、特定の業者に発注が繰り返されている事実はない。

イ ⑤に記載のとおり、受注業者の選定プロセスに違法性はない（誤認）。



## 5 監査委員の確認した事項

- (1) 本件監査請求の対象となったパンフレット作成業務委託は、令和8年春の「ふくしまデスティネーションキャンペーン」にあわせ作成されたものであることは事実関係に対する弁明及び見解から確認できる。

また、福島駅前居酒屋パンフレット作成業務委託に係る予算執行伺書添付資料である施工伺摘要欄から「福島市を訪れた観光客に向け、福島駅前における観光周遊の促進を図るための『地方公務員等がお気に入りの福島駅前居酒屋』を紹介するパンフレットを作成することにより、福島駅前の周遊促進及び観光消費額向上させることを目的に事業を実施する」ものであることが確認できる。

さらに、本市は夜間観光の充実を図ることで中心市街地への誘客を促進する取組を進めている。具体的には、市の代表的なグルメである円盤餃子などを居酒屋とともに紹介し、視覚的・体験的な魅力を訴求することで観光客を呼び込む戦略を採用している。また、これらの施策により福島駅前周辺の地域で賑わいを創出することを目指していることを関係職員から聴取した。

- (2) 業務委託契約について

### ① 公募型プロポーザル方式による事業者選定

本市では、福島市業務委託に関するプロポーザル方式等の実施取扱要綱（以下、「実施取扱要綱」という。）を設け、高度又は独自の技術等が必要とされるなど、価格だけの競争になじまない業務を対象に、受託者を選定する場合の標準的な手続きや必要な事項を定めている。

今回の福島駅前居酒屋パンフレット作成業務委託では、事業者の選定にあたり、この公募型プロポーザル方式を採用し、一定の参加条件の下、「福島駅前居酒屋パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」等を広く一般に公表し、参加希望者を募っている。

当該事業における業者選定が実施取扱要綱に基づき適正に、公平性・透明性を確保し行われていることを確認した。

なお、請求人は受注者が福島市の他事業においても継続的に受注している実態があると主張しているが、令和7年度に観光交流推進室が受注者へ発注した案件は1件であり、継続的な発注はないことを確認した。

以下に実施取扱要綱に基づく業務委託予定者の選定までの過程を記載する。

#### ア プロポーザル手続きの開始（公告）

令和7年6月5日付けの一般発議書にて「福島駅前居酒屋パンフレット作成業務委託事業者選定公募型プロポーザル手続き開始について（公告）」が起案され、仕様書及び実施要領とともに委託事業者を募集する内容を令和7年6月9日に公告した。

#### イ 事業者選定審査会

観光交流推進室は、実施取扱要綱第6条に基づき審査委員会設置要綱を令和7年6月27日付けで策定し、併せて提案内容を審査するための審査委員会を設置した。

ウ 参加表明等

実施要領に基づく参加表明書の提出期限は令和7年6月23日であり、6月18日に●●●●●●●●●●1者より同書の提出があった。また、同者より6月27日の期限日に企画提案書が提出されていることを確認した。

エ 審査会

実施要領では、審査基準や評価方法等を規定しており、業務委託予定者の選定に当たっては、「プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件」としていた。前述の●●●●●●●●●●を審査対象として、令和7年7月3日に審査会が実施された。

オ 業務委託予定者の選定

審査会の結果、●●●●●●●●●●のプレゼンテーションは、全審査委員の合計得点の平均が75.4点となり、業務委託予定者とされた。

② パンフレット掲載店舗の決定過程

ア 福島駅前居酒屋パンフレット作成業務委託仕様書

本件業務委託仕様書の「4業務内容④」には、パンフレットに掲載する居酒屋の選定は、発注者側が提案することと規定されている。

イ アンケートの実施

本パンフレット掲載店舗の選定にあたり、観光交流推進室では「地方公務員のおすすめする福島駅前居酒屋アンケート」を「福島駅前居酒屋パンフレット作成の過程において、公務員おすすめの居酒屋をピックアップすること」を目的に、令和7年9月1日から12日までの期間に実施された。

福島市職員を対象として職員向け行政情報ネットワークを通じオンライン無記名方式により実施され、職員数2,195人（令和7年度公表 福島市人事行政の運営の状況について 令和7年度4月1日現在）のうち、令和7年4月1日現在で登録されている2,080アカウント全てに対し平等に配信され、90名の職員から回答を得ており、実際に行われたものであることを確認した。集計結果では131店舗が挙げられた。

ウ パンフレット掲載店舗の決定

アンケート結果を参考に、令和7年10月30日に観光交流推進室内でパンフレット制作の目的である夜間観光の認知度向上、滞在時間延長等の観光振興の観点から、アンケート結果の上位等店舗に加え、地域性や業種的バランス、営業時間等、政策的観点に基づく協議がなされたことを確認した。

加えて、「円盤餃子」、「納豆のまち福島」、及び「あづま山麓ふく酒街道」など、地域特性を反映した店舗が政策的判断に基づき追加され、最終的に16店舗が掲載店舗として決定された。なお、追加選定された店舗については、関係職員への聴取及び弁明書のとおり、市側が委託仕様書に基づき発注者として判断を行ったものであり、

受注者側が恣意的に選定を行ったものではないことを確認した。

③ 掲載店舗の表現について

請求人は、パンフレットに掲載された16店舗を「ここだけは外せないお店」として断定的に紹介することはお墨付きを与え、違法な営業利益をもたらす「寄附的行為」に当たるとしているが、関係職員の弁明によれば「外せないお店」という文言はアンケートの設問で用いた表現であり、掲載店舗16店を市が公式認定するという趣旨ではなく、パンフレットでの表現は「とっておきの御用達を教えます」、「選りすぐりのお店」としていることを確認した。

④ パンフレットの記載について

パンフレットには、「福島市には、市役所・県庁などを含めなんと5,000人を超える地方公務員が働いています。今回、福島市役所職員に『福島駅前エリアでここだけは外せないお店』を緊急アンケート」と記載されており、市職員5,000人にアンケートをしたものでも、市として「ここだけは外せないお店」として紹介したものでもないことを確認した。

## 第7 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

### 1 監査結果

本件監査請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

### 2 理由

本事業は「ふくしまデスティネーションキャンペーン」にあわせ、福島駅前の居酒屋を中心とした飲食店を観光客や福島駅利用者に広く紹介し、福島駅前の周遊促進及び観光消費額を向上させることを目的としており、地方公共団体が担うべき地域振興政策及び観光振興政策として客観的に公益性を有するものと判断した。

#### (1) 委託事業者選定プロセスが不公平・不透明であったか

地方公共団体の契約方法では、原則として公平性及び透明性等の確保が求められている（「福島市随意契約ガイドライン」）。本件も契約の公平性及び透明性を確保しつつ、価格競争ではなく、企画力、デザイン性、独自性など、質の高い提案について総合的に選定するため、公募型プロポーザル方式を実施したことを関係職員からの聴取等から確認した。

本件公募型プロポーザル方式については、第6の5監査委員の確認した事項(2)①のとおり実施要領に基づき1者応募の場合の合格基準が明示されており、審査会において基準に則した客観的採点が実施された。

審査の結果、平均点(75.4点)は合格基準点(60点)を15.4点上回り、適正に業務委託予定者として選定されており、受注者選定の過程において恣意性や不公正の存在は認められない。

以上の確認結果から、請求人の主張を裏付ける特段の事情は認められず、また、請求人から不公平・不透明を示す証拠の提出もなかった。

加えて、請求人は受注者が継続的に市業務を受注していると主張しているが、観光交流推進室における受注者との契約は当該年度1件のみであり、市全体の契約状況についても、類似の事業者と比較して突出して受注件数が多いといった事実は認められなかった。その他、請求人から、受注者の継続受注を示す証拠提出もなかった。したがって、請求人の主張する受注者への利益供与があったとは認められないと判断した。

(2) アンケートを含め不透明な選定基準により店舗を選定していたか

請求人は、アンケートを含めパンフレットの作成が行政の裁量権を著しく逸脱・濫用し、法第2条第14項に違反していると主張している。

法の規定は、地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、首長の判断が裁量権を逸脱し又は濫用するものか否かは、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により、同判断が全く事実の基礎を欠くと認められる場合、または事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用があると認めるのが相当（大阪高等裁判所平成17年7月27日判決）である。

監査委員の確認した事項のとおり、職員アンケートでは行政情報ネットワークを通じ2,080アカウント全てに対し広く呼びかけ、90名から回答を得ている。集計結果は、店舗選定の参考とされるとともに、福島駅前の周遊促進につなげるため市が広報を強化している「円盤餃子」、「納豆のまち福島」や「あづま山麓ふく酒街道」に関連する店舗を加えて掲載店舗が決定されていることを確認している。

また、請求人は請求書に「市職員約5,000人へのアンケート」と記載しているが、誤認であるものと認める。

以上の確認結果から、庁内アンケートが実在すること及びそれを参考にしたパンフレット掲載店舗があることが認められる。したがって、この選定プロセスは、適正に実施されたものであり、請求人が主張する客観性を欠く「幽霊アンケート」には当たらず、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないと判断した。

(3) 特定の店舗のみを推奨する不適切な表現であったか

請求人は、特定の16店舗を「ここだけは『外せない』お店」として断定的に紹介することは、民間の公正な市場競争を阻害し、掲載店にのみ違法な営業利益をもたらす「寄附的行為」にあたり法第232条の2に違反していると主張しているが、同条は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。同条にいう「寄附」とは、ある者が、他の者に対して相当の反対給付を受けることなく金銭又は特定の財産を給付することであり、掲載店舗は、市から直接金銭等の財政的給付を受けていない。パンフレットへの掲載によって掲載店舗が経済的な恩恵を受ける可能性があるとしても、それは市が観光振興施策として広報活動を実施した結果として掲載店舗に生じる間接的な効果にすぎず、これをもって市から掲載店舗への「寄附」があったとする法的評価を採用することはできないと判断した。

また、「ここだけは外せないお店」という表現については、「市が認定した店」という意味ではなく、「そのような趣旨でアンケートを行った」と

いうアンケートの設問に用いた表現にすぎず、掲載店舗に市からお墨付きを与えたものとは認められない。なお、請求人に対し、関係職員が「誤解を招く表現だったかもしれない」と回答しているとおり、一部配慮を欠いた表現であったことは認められるものの、これをもって直ちに違法と認められるものではない。

以上の確認結果から、請求人の主張する「寄附的行為」は認められないと判断した。

本項に関連して、請求人は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）にも触れ、行政広報の倫理の逸脱を指摘している。同法は本来、事業者による商品品質表示等を規制する法律であるため、本件パンフレットにおける広報を対象とするものではなく、請求人から各店舗の品質表示が事実と異なることを示す証拠提出もなかった。したがって、景品表示法に違反しているとは認められない。